

# 三重とこわか国体代替大会に係る開催可否基準

【令和4年1月7日以降】

## 1. 新型コロナウイルス感染防止対策に伴う代替大会の開催可否について

- (1) 代替大会の開催予定日に、三重県に「緊急事態措置」が発出されている場合は、代替大会は延期または中止とする。

## 2. 新型コロナウイルス感染防止対策（検査の実施）について

- (1) 三重県内及び全国の感染状況にかかわらず、代替大会に参加を予定している選手・監督及び大会運営関係者等（※1）については、大会参加日前原則72時間以内に採取した検体を用いて、新型コロナウイルス感染症の核酸検出検査（PCR法等。以下「PCR検査」という。）（※2）を受け、陰性であることを大会本部に報告することとする。
- (2) 代替大会当日（複数日ある場合は毎日）は、競技会場へ入場する前に抗原検査を受け、陰性であることを大会本部に報告することとする。
- (3) 前述の対応に係るPCR検査キット及び抗原検査キットは、原則、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会が必要数を調達する。なお、競技団体が当該検査キットを自身で調達した場合は、三重とこわか国体代替大会運営費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）別表補助対象経費のうち新型コロナウイルス感染防止対策費に計上することとし、検査キット購入により補助金の上限金額（3,000千円）を超える場合、その超えた部分についても補助の対象とする。

## 3. 代替大会の延期または中止について

- (1) 代替大会を当初の予定日に開催できず、延期を希望する場合は、交付要綱第7条に基づき変更申請を行うこと。なお、日程については、交付要綱第2条に定める期間内で認めるものとする。
- (2) 代替大会を延期した場合、発注済みの消耗品等は、使用期限があるものや修正等を加え再度発注する必要があるものを除き、延期後の大会において使用することとし、他の用務で使用しないこと。
- (3) 代替大会を中止する場合は、交付要綱第8条に基づき中止申請を行うこと。

## 4. 延期または中止に伴うキャンセル料等について

代替大会の延期または中止に伴い、競技会場や宿泊施設のキャンセル料が発生した際には、その経費も補助金の対象として認める。また、2（1）により大会を延期する場合、当該経費は補助金の上限金額（3,000千円）とは別に認める。

（※1）「大会運営関係者等」の範囲については、次の通りとする。

・選手に帯同するスタッフ ・ 審判をはじめとする競技役員 ・ 競技補助員

（※2）PCR検査については以下の要件を満たすこと。

・ 個別検査であること（プール検査法でないこと）

・ 検査結果が「陰性」又は「ウイルスを検出せず」（同意味の文言可）が出されること。